

事務連絡
平成13年1月23日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

介護保険施設における食事の標準負担額の改定に伴う運営規程の変更等の取扱いについて

介護保険施設における食事の標準負担額については、平成12年12月厚生省告示第387号により、平成13年1月に改定されたところですが、運営規程の変更等の取扱いについて別添1のとおりQ & Aを作成しましたので、御了知の上、事業者等への周知をお願いいたします。

また、介護報酬等に係るQ & A (Vol. 2)（平成12年4月28日付け厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡）の一部を別添2のとおり改めますので併せて御了知願います。

食事の標準負担額の改定に伴う運営規程の変更等の取扱いについて

(問1) 食事の標準負担額について運営規程で具体的に額(760円)を規定している施設があり、今回の標準負担額の改定(760円→780円)に伴って運営規程の変更を行う必要があるが、これについて届出を行わせる必要があるか。また、入所者と同意書を交わしている場合に同意書を取り直す必要があるか。

(答)

食事の標準負担額の改定は制度上の改定であり、施設の事情に起因する改定ではないので、上記のような場合について運営規程の変更届を提出させる必要はないものと考える。また同意書の取り直しも不要と考える。

ただし、入所者及びその家族に対して今回の改定について十分な説明を行い、周知を図るよう取り計らわれたい。

なお、今回の改定に伴って運営規程を変更する必要がある場合は、制度上の改定がある度に運営規程の変更をする必要が生ずるようなことがないよう、「食事の標準負担額の告示上の額とする。」等の規定とすることが望ましい(ただし、施設内の掲示等については、具体的な額をもって示すことが必要。)。

(問2) 短期入所生活介護(短期入所療養介護)事業所で、食材料費について食事の標準負担額と同額(760円)を徴収している事業所があり、今回の標準負担額の改定に併せて食材料費の変更を行う(760円→780円)場合に、運営規程の変更届出を行う必要はあるか。また、利用者と同意書を交わしている場合に同意書の取り直しは必要か。

(答)

食事の標準負担額の改定と短期入所生活介護における食材料費の取扱いは直接関連するものではないので、標準負担額の改定に倣って食材料費の額を改定する場合は、運営規程の変更届出を行う必要がある。

また、食材料費の額の改定前後にまたがって入所している利用者から、金額を変更して食材料費を徴収する場合においては、再度、食材料費の徴収額の変更について同意書を取り交わす必要がある。

介護報酬等に係るQ & A (Vol. 2) の改正について

介護報酬等に係るQ & A (Vol. 2) (平成12年4月28日付け厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡) の I (1) ⑥—2を次のように改める。

2 【食材料費について】

食材料費については利用料として利用者から徴収できることとなっているが、その設定は1日ごととすべきか、それとも1食ごととすべきか。

(答)

利用者との合意が得られれば、どちらでも差し支えない。(施設入所者の食事の標準負担額とのバランスを考えると、標準負担額と大きく乖離のない額を徴収することが一般的と考えられる。)